

2014年6月2日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

コープさが生活協同組合  
理事会

## 集団的自衛権の行使および、その憲法解釈の変更による容認に反対する意見書

安倍首相は、安全保障に関する有識者懇談会の報告書の提出を受け、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を目指す考えを表明しました。

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認については、多くの国民が不安と疑念を抱いており、世論調査でも反対が賛成を上回っています。政府の十分な説明もなく国民的議論の場もなく、閣議決定に向け強引さだけが目立ちます。

これまでの歴代政府見解の中でも、「集団的自衛権は自衛のための必要最小限を超えるものであって認めることはできない」としてきました。これは「海外で武力行使をしない」という日本国憲法第9条を踏まえたもので、長年の議論を積み重ね、国民的合意を得てきた見解です。憲法は国の最高法規です。時の政権が憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認することは、立憲主義に反するものであり民主主義を根底からくつがえすものであると考えます。

口実の一つとされている東アジアの複雑な国際情勢への対応は、憲法第9条の精神を踏まえた粘り強い平和外交を貫き、国際的理解をひろげる努力を最重視し、日本および東アジア地域全体の安全保障上の課題として取り組むべきであると考えます。集団的自衛権について「限定容認」「必要最小限度の武力行使」など抽象的な表現を持ち出して、国民の理解を得ようとしています。これも政府判断でいかようにも拡大解釈が可能なものです。このような国のあり方を問う重要な問題は、真正面から日本国憲法に向き合い、国民的議論を尽くすべきです。

憲法第9条によって、戦後の日本がこれまで68年もの間、一度も戦争で1人の命も奪わなかったことは、世界に誇れることです。日本は戦後、国際紛争の解決のための武力行使を認めず、恒久の平和を願う国として国際的にも信頼され、高く評価されています。憲法第9条の精神は、今後も生かされなければなりません。

私たちは、憲法前文の恒久平和の理念をゆがめ、自らの子や孫を戦場へ送り、戦争をする国に日本を変える集団的自衛権の行使および、その憲法解釈の変更による容認に対し、強く反対します。

以上